

スルコト

(一) 分工場担当者ノ態度

二十六日午前九時分工場ニ於テ對策委員公ノ副備シ左記ノ通り決定

- (1) 共同斗争ノ可否ニ就キ協議ノ結果本工場担当者ノ要求程度ニテハ共同斗争ノ留メ若シ共同斗争ヲ敢テスル場人ハ分工場担当者ノ待遇ハ本工場担当者令棉ニ待遇下セラレ、ハ勿論多数ノ解雇者ヲ出スハ難カナル状態ニアルヲ以テ此ノ際慎重ナル態度ヲ持スルノ要アリ故ニ之ノ態度決定ニハ共同斗争團中央部、玄淵ヲモ聴取スルニ必要アリト爲セリ
- (2) 分工場担当者ノ對策委員令々場ニ送返本芝四ノ一六火橋ニルルニ便宜ニ設置セリ
- (3) 二十七日午前九時ヨリ對策委員令々副備シタル結果本工場

担当者ノ態度ニ對シテハ、理由アリタルヤ否ヤ本工場担当者令々ノ意見、調査シテ之ニ對シ令々社側ト折衝スルニ決シ今日午後五時ヨリ分工場為接室ニ於テ本社令々井店協議長ト令々見説明ニ聴取セリ

(4) 分工場担当者及工場組合第二支部幹部ハ共同斗争ノ可否ニ付

キ最後の態度決定ノ對策委員令々刑キ協議シタルカ以際罷業ニ依ル共同斗争ノ爲ス場令々令々社ノ撤リ末レノ結果ノ態度ヲ察スルニ本工場令々棉大量撤首ハ勿論賃銀低下ノ等ニ出スルモノトナル程度ニ妥慮シ檢計ノ結果合理的ニハ罷業ニ依ル共同斗争ヲ爲ス可クモノナルニ決斷行動ヲ進

メ物質的爲接ニ止ムルコトニ決定スルニ至レリ

二 會社側

令々社ハ引續キ工場所領中ナルカ斗争水浸ノ状態ニアルヲ以テ斗争対策上精進、気味ニシテ注意請負品ノ製作々々他ノ工